

議案第45号

守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和元年9月12日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年守口市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 前  | 改 正 後  |
|--|--|
| <p>目次</p> <p>第1章から第4章まで 略</p> <p>第5章 略</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 保育所型事業所内保育事業 (<u>第37条・第38条</u>)</p> <p>第3節 略</p> <p>附則</p> <p>第1条から第6条まで 略</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 略</p> <p>2及び3 略</p> | <p>目次</p> <p>第1章から第4章まで 略</p> <p>第5章 略</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 保育所型事業所内保育事業 (<u>第37条—第38条</u><br/><u>の2</u>)</p> <p>第3節 略</p> <p>附則</p> <p>第1条から第6条まで 略</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p><u>4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める</u></p> |

第8条から第15条まで 略

(食事の提供の特例)

第16条 略

2 略

(1)から(3)まで 略

ときは、同号の規定を適用しないことができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第8条から第15条まで 略

(食事の提供の特例)

第16条 略

2 略

(1)から(3)まで 略

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市長が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第23条に規定する居宅その他の場所(第24条第1項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第4項において同じ。))において家庭的保育事業を行う場合に限る。)

第17条から第32条まで 略

(居宅訪問型保育事業の意義)

### 第33条 略

- (1) 略
- (2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
- (3)から(5)まで 略

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市長が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第23条に規定する居宅その他の場所(第24条第1項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。))において家庭的保育事業を行う場合に限る。)

第17条から第32条まで 略

(居宅訪問型保育事業の意義)

### 第33条 略

- (1) 略
- (2) 子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
- (3)から(5)まで 略

第34条から第38条まで 略

第39条及び第40条 略

#### 附 則

1 略

(連携施設に関する経過措置)

2 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第7条の規定にかかわらず、

第34条から第38条まで 略

(連携施設に関する特例)

**第38条の2** 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たつて、第7条第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであつて、市長が適当と認めるもの(附則第2項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第7条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第39条及び第40条 略

#### 附 則

1 略

(連携施設に関する経過措置)

2 家庭的保育事業者等 (特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市長が

この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

3 略

4 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日後に家庭的保育事業(第23条に規定する居宅その他の場所において実施されるものに限る。)の認可を得た施設等については、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第23条第4号(調理設備に係る部分に限る。)及び第24条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第3条第1項に規定する利用乳幼児への食事の提供を第9条に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法(第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

5から13まで 略

認める場合は、第7条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

3 略

4 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第23条第4号(調理設備に係る部分に限る。)及び第24条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第3条第1項に規定する利用乳幼児への食事の提供を第9条に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法(第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

5から13まで 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。